



## Contents

- ◇ 社長室から、こんど~です
- ◇ 経営まめ知識：『なぜ儲かるか？何が儲かるか？前篇』
- ◇ その登記で、大丈夫？

**1**  
**2013**  
**Vol.110**



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- |                    |                     |                                                                                 |
|--------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ◆(株)大成経営開発         | .....財務会計総合コンサルティング | <a href="http://www.taiseikeiei.co.jp">http://www.taiseikeiei.co.jp</a>         |
| ◆(株)大成不動産          | .....不動産 ・資産運用      |                                                                                 |
| ◆(株)アップワード エスト保険   | .....生命保険、損害保険      | <a href="http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken">http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken</a> |
| ◆(株)大成アフェクション      | .....居宅介護支援、通所介護事業  |                                                                                 |
| ◆(株)大成グローバルトレーディング | .....商社、貿易業務        | <a href="http://www.taisei-gt.co.jp">http://www.taisei-gt.co.jp</a>             |

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

## 社長室から、こんど~です

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

皆様お正月はいかがお過ごしでしたか？私は毎年恒例の箱根駅伝を見て、また感動の涙を流し、穏やかなお正月を過ごしました。5日からお仕事が始まり、皆ねじり鉢巻きで年末調整に没頭しております。



今年最初のたいせい通信は「春財布」お財布を変えるならば今です、経営者のお財布についてです。ある税理士の先生が書かれたお財布のお話「稼ぐ人はなぜ、長財布を使うのか？」

長年稼ぎ続けている社長というのは、おしなべて「美しい財布を使っている」そしてそのほとんどが、高級感のある、見た目もスマートできれいな「長財布」です。そしてこの先生自身も二つ折りタイプの財布から長財布に変えてから収入もぐんとアップしたそうです。以前お礼はもらえないほうがいいというお話しましたがお財布は長財布です。

今からご紹介することは成功しているビジネスパーソンから聞いた話を基に先生が実践し効果を上げていることです。

### 「人生に迷ったら財布を変えなさい」

きれいな高級感のある財布「美しい財布」を持つことにより、自然とそれに見合うようなお金の扱い方をするように気持ちが変わります。中小企業のお金の使い方、資金繰りは会社の預金通帳と社長の財布この二つです。

### 「メタボ財布はお金に嫌われる」

買い物のレシートや、ポイントカード、クレジットカード、あらゆるものが詰め込まれれば財布は自然に太ってしまいます。お金に好かれる人の財布はたいていスリムで余計な厚みはほとんどないそうですよ。

### 「硬貨は小銭入れに入れる」

お金に好かれている人たちは、お札と小銭入れを別々に入れ、二つの財布を持ち歩いています（太らない原因です）

### 「おつりにギザ十が入っていないかチェックする」

ギザ十とは昭和26年から昭和33年に発行された十円玉で「ギザ十が来たときは金運到来の兆し」と経営者の間ではよく話題になるそうです。こんなことを知っていると小銭一つにでも気を配るようになり、大きなお札から小さな小銭まできちんと気を向けていることがお金が集まってくる原因になると言います。

### 「財布の中身の3つの使い方、消費、投資、浪費、この出口」

**消費** 出したお金の分だけの価値が得られる、等価交換

**投資** 払った金額に見合うものがすぐに得られるものではないが、将来見返りがある使い方

**浪費** 使いっぱなしで何も手に入らず、将来的な価値を生み出さない自己満足だけの使い方

など他にも、たくさんのお話があります。

新年ですお財布を変えてみませんか？

大成経営開発も創業20年を迎えました。今年はまた前年よりも飛躍できる年にしたいと思えます。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『なぜ儲かるか？何が儲かるか？前篇』



みなさま明けましておめでとうございます。

私は、人生今回が52回目の明けましてみたいです！！人生あつという間ですね！！

お正月は、如何でしたでしょうか？

人生50年、振り返りますね！！私もあと10年余りが、現場でしょうか？？人生のゴールに向かって今年も邁進したいと思っています！！今年もグループ企業で色々の事が、目白押しです！！この様なことを考えていると、また今年もすぐ終わるのでしょうか！！

ところで今月は、正月号なので明るく景気良く『儲かる話』をしてみたいと思います。

仕事柄お客様からよく聞かれることで『何が儲かりますか？』という事に対する私の考え方及び実際に儲かっている会社やそのモデルについてお話をさせて頂きたいと思います！！

私はまず『何が儲かるか？』については、その前にすべての業種で儲かることは出来ると考えています。

それは今までの経験が、言わせているみたいです。何が儲かるかの前にまず第一は、『人財』次第だと思っています。事業を行ううえでの能力以上の経営哲学や人生観を通した経営感だと思っています。

そのいい事例が、生きた教科書である稲盛和夫さんではないでしょうか？京セラを創業し、第二電電を起こし、日本航空を再生させた経緯について本を読みお話を聞くにつけその様に痛感します。

そのうえで『何が儲かるか？』ではなく『なぜ儲かるか？』という事です！！

色々の要因がありますが、一つだけ挙げるとすると第二番目の要因として『時流に乗った業種か、時流に乗ったやり方』だと思っています。

これを帝王学では、経営の一般方向といいます。経営者が、絶対に間違っはいけない大事な仕事の一つがこの一般方向だそうです！！時代のニーズ・シーズに合わせる事は、歴史の必然です！！そこにしか生存価値・存在価値はないからです。

そこでよく聞かれる『何が儲かるか？』について私なりにそのモデルについて考えをまとめてみたいと思います。儲かるという事は、失敗をしないという事です。先ほど述べました通りすべての業種が、絶対にやり方次第では儲かるというのが持論です。

ただ相対的に

1. 経営がしやすく
2. リスクが少なく
3. 利益回収が速く
4. 資金繰りがいい業種

・・・というのは、確かにあると思います。

みなさん本当にそんないい商売があるのかと想われるでしょう！！あるのです！！

2月号にそのビジネスモデルの詳細と業種や実際の社名などを紹介したいと思います。

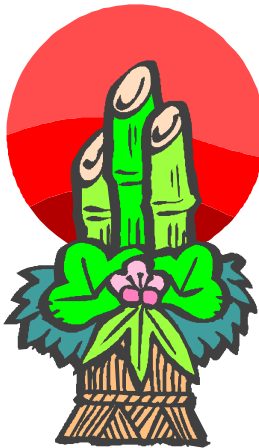


熊本県八代市の自宅にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

## 💡 「その登記で、大丈夫？」



新年あけましておめでとうございます。  
今年も昨年同様、よろしくお願いいたします。

もうすでに、“2013年 全開”という方もいらっしゃると思いますが、今年もエキサイティングな年にしていきましょう。

さて、平成25年の最初は、  
“去年やってしまった不動産登記。。。そのまま大丈夫？”という見出しで始めたいと思います。

「今年になって専門家に聞いてみたら、多額の“贈与税”が掛かる事が分かった。」

「すでに去年、登記が済んでいる。どうしよう！！」

そんな、解決方法が分かります。

### 《親が資金を出して購入した土地を子供名義で登記をした》

この場合、そのまま申告期限を迎えますと、親から子供へ土地の贈与があったとされ、子供に贈与税の負担が生じます。分かってやっているなら、ともかく、知らないでやってしまったとなると大変です。

### 《登記名義人は、資金を出した人にする》

原則、個人間で不動産の取得資金を出した人“以外”の名義で登記した場合は、その不動産又は、名義人へ贈与した事になります。

また、複数人で資金を出し合って不動産を購入した場合で、資金の負担割合で登記しなければ負担割合を超える部分について、贈与した事になります。

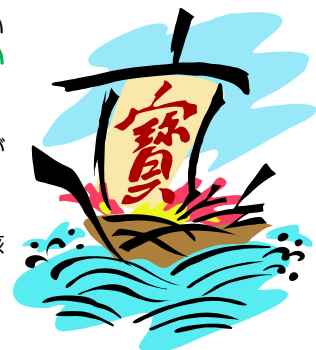
### 《すでに登記してしまった場合》

すでに登記をしてしまったが、贈与を取り消したい場合には、登記事項の勘違いなどを理由に登記のやり直しを行います、その登記の更生を【**錯誤登記**】といいます。

この錯誤登記は、**贈与税の申告期限の“3月15日”**までに完了しておく必要があります。

また、錯誤登記とは別に、親が65歳以上、子供が20歳以上で、一定の要件に該当していれば相続時精算課税制度を利用し、贈与税を安くする事も出来ます。

※相続時精算課税制度を選択する際には、十分な検討が必要です。



もし、このような問題が発生した場合は、いつでもご相談ください。



岡村 泰

**編集後記**：新年明けましておめでとうございます。今年もたいせい通信をよろしくお願いいたします。あっという間にお正月休みも終わり、仕事モード全開でスタートです。食べ過ぎ、飲み過ぎで鈍った体にはこたえます。今号は「お財布」と「儲かる話」、皆さんも気になるお話ではなかったでしょうか？私も財布を買換えないと！

